

平成28年第4回（12月）大磯町議会定例会

# 議案第45号説明資料

平成28年11月29日

大磯町郷土資料館条例

---

## 資料

---

大磯町郷土資料館条例について	-----	1
〈参考〉大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例	-----	2～4

生涯学習課

## 大磯町郷土資料館条例について

### 1 制定する条例の概要

平成 29 年 4 月 1 日の旧吉田茂邸のオープンにあわせ、旧吉田茂邸の設置、管理等に関して条例を定めます。

旧吉田茂邸を大磯町郷土資料館の別館として位置付け、郷土資料館と一体的に管理、運営を行うことから、郷土資料館、旧吉田茂邸の両施設の設置、管理等を規定した新条例を制定します。

### 2 制定する条例の内容

- ① 旧吉田茂邸を郷土資料館の別館として位置付けます。
- ② 一般公開日は月曜日と毎月 1 日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く毎日とします。
- ③ 旧吉田茂邸の開館時間を午前 9 時から午後 4 時 30 分までとします。
- ④ 旧吉田茂邸の観覧料を定めます。
- ⑤ 郷土資料館と旧吉田茂邸の施設貸出しの使用料を定めます。
- ⑥ 現行条例で規定している「郷土資料館運営委員会」を「郷土資料館協議会」に改めます。

# 〈参考〉 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例

昭和62年12月26日大磯町条例第28号

改正

平成3年6月21日条例第9号

平成22年3月1日条例第5号

平成24年3月8日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、大磯町郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づき、郷土の考古、歴史、民俗、自然科学等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の収集、保管、展示等を行うとともに、これらの郷土資料に関する調査研究と教育普及活動を行い、地方文化の発展に寄与するために郷土資料館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 郷土資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大磯町郷土資料館	大磯町西小磯446番地の1

(職員)

第4条 郷土資料館に館長その他職員を置く。

(入館制限等)

第5条 大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次のいずれかに該当する場合には、郷土資料館の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 郷土資料館の施設及び附属設備並びに郷土資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が入館を不相当と認めるとき。

(観覧料)

第6条 郷土資料館の観覧料は、次のとおりとする。

区分	観覧料（1人につき）
常設展	無料
企画展	特に必要と認めるとき500円以内でその都度定める。

(研修室の使用)

第7条 研修室は、学校教育又は社会教育に関する活動のために使用することができる。

(使用の承認)

第8条 研修室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 郷土資料館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが郷土資料館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 研修室の使用については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

3 使用料は、使用承認後、指定の期日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、研修室を使用する者が第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は教育委員会が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又は研修室の使用を中止させることができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 使用日の3日前までに利用の取消しを申し出て、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第13条 入館者が、郷土資料館の施設及び附属設備並びに郷土資料等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示により、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(運営委員会)

第14条 郷土資料館の円滑な運営を図るため、大磯町郷土資料館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、5人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の委員を補充しなければならない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、郷土資料館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月1日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表に規定する使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

附 則 (平成24年3月8日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

研修室使用料

区分		使用料 (1時間につき)
研修室	町内	500円
	町外	1,000円